

令和 3 年第 6 回岐阜県議会定例会提出議案の概要（条例その他）

（令和 3 年 1 2 月 2 日）

議第 1 4 2 号 清流の国ぎふ森林・環境税条例の一部を改正する条例について

[担当課：税務課]

1 清流の国ぎふ森林・環境税について、その適用期間を 5 年延長する。

【概要】

目 的	森林及び河川が有する県土の保全、地球温暖化の防止、生物多様性の確保等の公益的機能の維持増進を図るための財源確保
税 率	県民税の均等割の超過課税として、次の区分に応じ加算 個人：年額 1, 0 0 0 円 法人：年額 2, 0 0 0 円～ 8 0, 0 0 0 円（県民税の均等割額の 1 0 %相当額）

2 その他所要の規定の整理を行う。

（1 は公布の日から、2 は令和 4 年 4 月 1 日から施行）

議第 1 4 3 号 水質汚濁防止法に基づく排水基準を定める条例の一部を改正する条例について

[担当課：環境管理課]

環境省令で定められているカドミウム及びその化合物に係る排水基準値が、条例で上乗せしている基準値と同じになることに伴い、条例の上乗せ基準を廃止する。

（公布の日から施行）

議第144号 岐阜県土木関係手数料徴収条例の一部を改正する条例について

[担当課：住宅課]

住宅の質の向上及び円滑な取引環境の整備のための長期優良住宅の普及の促進に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴い、長期優良住宅の普及の促進に関する事務に係る手数料について、次のとおり規定の整備を行う。

- 1 長期優良住宅の普及の促進に関する法律の一部改正に伴い、次の手数料を新たに徴収する。

手数料の名称	単位	手数料の額
認定長期優良住宅容積率制限特例許可申請手数料	1件につき	160,000円

- 2 住宅の品質確保の促進等に関する法律及び長期優良住宅の普及の促進に関する法律の一部改正に伴い、次の手数料について、単位（※1）及び申請の際に添付する書類の区分（※2）を変更した上、額を改定する。

※1 共同住宅について、区分所有者がそれぞれ認定を受ける仕組み（住戸単位認定）から管理組合の管理者等が一括して認定を受ける仕組み（住棟認定）に変更されたことに伴い、「1戸につき」から「1件につき」に変更

※2 「適合証（住宅性能評価を行う民間機関が長期優良住宅の基準に適合することを証する書面をいう。）」及び「設計住宅性能評価書（住宅性能評価を行う民間機関が交付する設計住宅性能評価書をいう。）」の区分を、「確認書又は住宅性能評価書（住宅性能評価を行う民間機関が交付する確認書又は住宅性能評価書をいう。）」の区分に変更

- (1) 長期優良住宅建築等計画認定申請手数料

ア 新築に係るもの

区 分	変 更 前		変 更 後	
	添付書類	手数料の額 (1戸につき)	添付書類	手数料の額 (1件につき)
一戸建ての住宅	適合証	6,000円	確認書 又は住宅性能評価書	14,000円
	設計住宅性能評価書	22,000円		
5戸以下の共同住宅	適合証	12,000円を申請戸数で除した額	確認書 又は住宅性能評価書	24,000円
	設計住宅性能評価書	62,000円を申請戸数で除した額		
5戸超10戸以下の共同住宅	適合証	21,000円を申請戸数で除した額	確認書 又は住宅性能評価書	38,000円
	設計住宅性能評価書	95,000円を申請戸数で除した額		

10戸超 25戸以下 の共同 住宅	適合証	31,000円を申請 戸数で除した額	確認書 又は住 宅性能 評価書	62,000円
	設計住宅性 能評価書	174,000円を申 請戸数で除した額		
25戸超 50戸以下 の共同 住宅	適合証	57,000円を申請 戸数で除した額	確認書 又は住 宅性能 評価書	98,000円
	設計住宅性 能評価書	294,000円を申 請戸数で除した額		
50戸超 100戸 以下の共 同住宅	適合証	97,000円を申請 戸数で除した額	確認書 又は住 宅性能 評価書	148,000円
	設計住宅性 能評価書	449,000円を申 請戸数で除した額		
100戸 超200 戸以下の 共同住宅	適合証	160,000円を申 請戸数で除した額	確認書 又は住 宅性能 評価書	250,000円
	設計住宅性 能評価書	811,000円を申 請戸数で除した額		
200戸 超300 戸以下の 共同住宅	適合証	196,000円を申 請戸数で除した額	確認書 又は住 宅性能 評価書	316,000円
	設計住宅性 能評価書	1,104,000円を 申請戸数で除した額		
300戸 超の共同 住宅	適合証	209,000円を申 請戸数で除した額	確認書 又は住 宅性能 評価書	358,000円
	設計住宅性 能評価書	1,334,000円を 申請戸数で除した額		

イ 増築又は改築に係るもの

区 分	変 更 前		変 更 後	
	添付 書類	手数料の額 (1戸につき)	添付 書類	手数料の額 (1件につき)
一戸建ての住 宅	適合証	9,000円	確認書又は 住宅性能評 価書	20,000円
5戸以下の共 同住宅	適合証	18,000円を 申請戸数で除した 額	確認書又は 住宅性能評 価書	35,000円
5戸超10戸	適合証	32,000円を	確認書又は	56,000円

以下の共同住宅		申請戸数で除した額	住宅性能評価書	
10戸超25戸以下の共同住宅	適合証	46,000円を申請戸数で除した額	確認書又は住宅性能評価書	92,000円
25戸超50戸以下の共同住宅	適合証	85,000円を申請戸数で除した額	確認書又は住宅性能評価書	146,000円
50戸超100戸以下の共同住宅	適合証	145,000円を申請戸数で除した額	確認書又は住宅性能評価書	221,000円
100戸超200戸以下の共同住宅	適合証	239,000円を申請戸数で除した額	確認書又は住宅性能評価書	374,000円
200戸超300戸以下の共同住宅	適合証	294,000円を申請戸数で除した額	確認書又は住宅性能評価書	472,000円
300戸超の共同住宅	適合証	314,000円を申請戸数で除した額	確認書又は住宅性能評価書	536,000円

(2) 長期優良住宅建築等計画変更認定申請手数料

手数料の単位及び区分は(1)の表と同じとし、手数料の額は(1)の表の2分の1の額とする。

(令和4年2月20日から施行)

議第145号 岐阜県警察関係手数料徴収条例の一部を改正する条例について

[担当課：警察本部生活安全総務課]

銃砲刀剣類所持等取締法の一部改正に伴い、次のとおり規定の整備を行う。

- 1 銃砲等所持許可申請手数料について、クロスボウの所持の許可の申請に対する審査を対象に加え、手数料の名称を銃砲刀剣類等所持許可申請手数料に改める。
- 2 外国人銃砲等所持許可申請手数料について、国際競技に参加する外国人に係るクロスボウの所持の許可の申請に対する審査を対象に加え、手数料の名称を外国人銃砲刀剣類等所持許可申請手数料に改める。
- 3 次の手数料を新たに徴収する。

手数料の名称	単 位	手 数 料 の 額
クロスボウ取扱講習会手数料	1人につき	6,900円 ただし、現に許可を受けているクロスボウを所持している者にあつては、3,000円
クロスボウ所持許可証記載申請手数料	1件につき	6,800円 ただし、同時申請する場合における2件目以降にあつては、4,300円
クロスボウ所持許可更新申請手数料	1件につき	7,200円（新たな許可証の交付を伴わないものにあつては、6,800円） ただし、同時申請する場合における2件目以降及び同時に許可証への記載申請をする場合にあつては、4,800円（新たな許可証の交付を伴わないものにあつては、4,400円）
クロスボウ射撃資格認定申請手数料	1件につき	9,300円 ただし、同時申請する場合における2件目以降にあつては、5,600円

- 4 猟銃等所持許可証書換え手数料について、クロスボウの所持に係る許可証の書換えを対象に加え、手数料の名称を猟銃等クロスボウ所持許可証書換え手数料に改める。
- 5 猟銃等所持許可証再交付手数料について、クロスボウの所持に係る許可証の再交付を対象に加え、手数料の名称を猟銃等クロスボウ所持許可証再交付手数料に改める。

(令和4年3月15日から施行)

議第146号 境川河川改修工事の委託契約について

[担当課：河川課]

- 1 契約の目的 公共大規模特定河川事業（総合治水）境川河川改修工事
- 2 契約の方法 随意契約
- 3 契約金額 664,400,000円
- 4 契約の相手方 愛知県名古屋市中村区名駅1丁目1番4号
東海旅客鉄道株式会社
- 5 工事の場所 岐阜市上川手及び領下並びに羽島郡岐南町みやまち地内
- 6 工事の概要 護岸工 一式
樋管工 3基

議第147号 徳山ダム上流域の山林の取得について

[担当課：水資源課]

県は、徳山ダム上流域の公有地化を推進するため、次の山林の取得（共有持分の取得を含む。）をする。

- 1 所在地 揖斐郡揖斐川町樫原字扇谷奥山394番30ほか35筆
- 2 取得予定面積 6,798,315.42平方メートル（うち、共有持分の取得に係る山林の面積は、6,798,315.42平方メートル（共有持分の取得に係る山林の筆ごとの面積に当該筆に係る県が取得する共有持分の割合を乗じて得た数に相当する面積の合計は、207,486.56平方メートル））
- 3 所有者 松野裕加ほか8名
- 4 取得予定金額 23,030,941円
- 5 取得の方法 買収

【参考】

今回上程分に係る山林の取得状況

	筆数	今回の議案に係る土地全体の面積(A)	持分割合換算面積(B) ((A)に持分割合を乗じた換算面積)	取得割合 (全取得対象面積約17,700haに対する(B)の割合)
完全取得する山林	0筆	0.0ha	0.0ha	0.00%
持分取得する山林	36筆	679.8ha	20.7ha	0.12%
合計	36筆	679.8ha	20.7ha	0.12%

↓
既取得割合（92.51%）を加えると、92.63%
（※端数処理のため合計が合わないことがある。）

- ※ { 筆数：今回取得する土地の筆数
完全取得：単独所有山林の取得及び共有山林の共有持分の全部の取得
持分取得：共有山林の共有持分の一部の取得

議第148号 指定管理者の指定について

[担当課：地域スポーツ課]

岐阜県クリスタルパーク恵那スケート場に係る指定管理者を次のとおり指定する。

- 1 指定管理者となる団体 恵那市長島町正家1丁目1番地1
恵那市
- 2 指 定 の 期 間 令和4年4月1日から令和9年3月31日まで

議第149号 指定管理者の指定について

[担当課：文化創造課]

岐阜県県民ふれあい会館に係る指定管理者を次のとおり指定する。

- 1 指定管理者となる団体 ふれあいファシリティズ
構成員
岐阜市長森細畑427番地4
ハヤックス株式会社
岐阜市市ノ坪町4丁目19番地
B-DOOコミュニケーションズ株式会社
- 2 指 定 の 期 間 令和4年4月1日から令和9年3月31日まで

議第150号 指定管理者の指定について

[担当課：障害福祉課]

岐阜県立ひまわりの丘に係る指定管理者を次のとおり指定する。

- 1 指定管理者となる団体 岐阜市下奈良2丁目2番1号
社会福祉法人岐阜県福祉事業団
- 2 指 定 の 期 間 令和4年4月1日から令和5年3月31日まで

議第151号 指定管理者の指定について

[担当課：障害福祉課]

岐阜県聴覚障害者情報センターに係る指定管理者を次のとおり指定する。

- 1 指定管理者となる団体 岐阜市藪田南5丁目14番地の53号岐阜県県民ふれあい会館6階
一般社団法人岐阜県聴覚障害者協会
- 2 指 定 の 期 間 令和4年4月1日から令和9年3月31日まで

議第152号 指定管理者の指定について

[担当課：航空宇宙産業課]

岐阜かかみがはら航空宇宙博物館に係る指定管理者を次のとおり指定する。

- 1 指定管理者となる団体 各務原市下切町5丁目1番地
公益財団法人岐阜かかみがはら航空宇宙博物館
- 2 指 定 の 期 間 令和4年4月1日から令和9年3月31日まで

議第153号 指定管理者の指定について

[担当課：都市公園課]

養老公園に係る指定管理者を次のとおり指定する。

- 1 指定管理者となる団体 大垣市河間町3丁目55番地
イビデングリーンテック株式会社
- 2 指 定 の 期 間 令和4年4月1日から令和14年3月31日まで

議第154号 指定管理者の指定について

[担当課：都市公園課]

世界淡水魚園（世界淡水魚園水族館を含む一部の区域を除く。）に係る指定管理者を次のとおり指定する。

- 1 指定管理者となる団体 各務原市川島笠田町1564番地1
株式会社オアシスパーク
- 2 指 定 の 期 間 令和4年4月1日から令和11年3月31日まで

議第155号 当せん金付証票の発売について

[担当課：財政課]

令和4年度に発売する当せん金付証票の発売総額を190億円以内とする。

議第156号 公立大学法人岐阜県立看護大学第3期中期目標の制定について

[担当課：医療福祉連携推進課]

公立大学法人岐阜県立看護大学が達成すべき業務運営に関する目標を次のとおり定める。

- 1 中期目標の期間
令和4年4月1日から令和10年3月31日まで
- 2 大学の教育研究等の質の向上に関する目標
人間の尊厳と生命を尊重し、ヒューマンケアの基本と技術を身につけ、看護の対象が遭遇する諸問題の解決に看護職として責任をもって取り組み、看護サービスの充実に貢献できる基礎的能力を有する人材を育成する。 等
- 3 業務運営の改善及び効率化に関する目標
機動的かつ弾力的な運営を行うために、理事長（学長）のリーダーシップが円滑に発揮できる体制を強化し、単科大学にふさわしい業務運営体制の確立に向けた改善・改革に取り組む。 等
- 4 財務内容の改善に関する目標
長期的な財政計画を策定し、それに基づいた経営を行う。 等
- 5 教育及び研究並びに組織及び運営の状況についての自己点検・評価並びに当該状況に係る情報の提供に関する目標
業務の改善・改革につながる自己点検・評価を推進する。 等
- 6 その他業務運営に関する重要目標
良好な教育研究の環境を確保するため、大学の施設・設備の常時点検を推進するとともに、長期修繕計画により計画的な維持管理を行う。 等